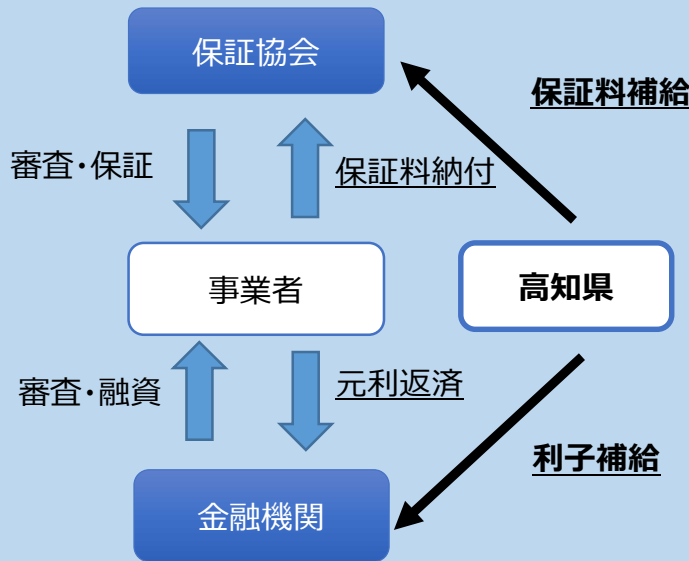


ポイント
 対策の

民間金融機関等と連携した新たな**保証料補給制度及び利子補給制度の創設**、既存メニューの要件緩和の実施により、国の緊急対策における資金繰り支援とあわせて、売上高等が減少している**事業者の資金調達に対する支援を大幅に強化!**

1 新たな融資制度の創設

<県融資制度のスキーム>



県制度融資とは

県制度融資とは、県が保証料の一部又は全てを負担し、金融機関と信用保証協会の協力を得ることにより、事業者の皆様が資金調達される際の負担軽減を図ることを目的とした制度

ポイント1

新たな**保証料補給制度**により、**事業者の保証料負担をゼロ**に
(一部対象者を除く)

既存の融資枠を活用して実施

ポイント2

新たな**利子補給制度**を創設し、**事業者の金利負担を最大4年間実質ゼロ**に

融資枠(新規)
 R元:40億円
 R2:320億円

新 <新型コロナウイルス感染症対策融資>

- 【要件】 (ア) 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1月間の売上高等が減少している方
 (イ) 今後売上高等の減少が見込まれる方
- 【貸付限度額】 1億円
- 【償還期限】 12年以内 (うち据置期間4年以内)
- 【貸付利率】 金融機関等による審査を経て決定 (※)
- 【保証料率】 セーフティネット保証4・5号 } 0.0%
 危機関連保証認定 }
 その他 } 0.1%
- 【適用期間】 令和2年3月13日から当面の間

新 <新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給>

- 【要件】 (ア) セーフティネット保証4号の認定を受けられた方
 (イ) セーフティネット保証5号の認定を受けられた方
 (ウ) 危機関連保証の認定を受けられた方
- 【貸付限度額】 1億円
- 【償還期限】 12年以内 (うち据置期間4年以内)
- 【貸付利率】 金融機関等による審査を経て決定 (※)
- 【利子補給率】 据置期間中の貸付利率 (実質無利子化)
- 【適用期間】 令和2年3月24日から当面の間 (予定)

(※) 2.27%以内 (金融機関へ貸付金利の軽減を要請していく)

2 既存融資制度の要件緩和等

(令和2年3月13日から当面の間)

新型コロナウイルス感染症に起因して最近1月間の売上高等が減少している方、又は、今後売上高等の減少が見込まれる方に対して、「活用可能となる融資の拡大」「借り換え条件の緩和」「償還期間の延長」といった要件緩和等を行う